## 福島県農業振興公社就農支援センター農業次世代人材投資資金

(準備型) 交付業務規程の一部改正新旧対照表

代人材投資資金(準備型)交付業務規程

(目的)

第1条[略]

(交付の要件)

第2条  $1 \sim 2$  「略]

- 3 研修計画(様式第1号)が次に掲げる基 準に適合していること。
- (1)就農に向けて必要な技術等を習得でき る研修機関等であると、農業次世代人 材投資事業(準備型)等における研修 機関等認定要領(令和2年5月14日 付け2農支第643号福島県農林水産 部長通知)により県が認めた、原則と して、次の認定研修機関で研修を受ける
  - ア 福島県農業総合センター(農業 短期大学校、果樹研究所等)
  - イ 郡山市園芸振興センター
  - ウ くにみ農業ビジネス訓練所
  - 工 先進農家又は先進農業法人 (以下「先進農家等」という)
  - オ 他の都道府県が認める研修機

なお、ア~オ以外の研修機関で の研修を希望する場合は、県と協 議を行うこととする。

 $(2) \sim (3)$  [略]

(4)

 $1 \sim 7$  「略]

- 8 [略]
- 9 [略]

福島県農業振興公社就農支援センター農業次世│福島県農業振興公社就農支援センター農業次世 代人材投資資金(準備型)交付業務規程

(目的)

第1条 [略]

(交付の要件)

第2条 1~2 「略]

- 3 研修計画(様式第1号)が次に掲げる基 準に適合していること。
- (1) 就農に向けて必要な技術等を習得でき る研修機関等であると、農業次世代人 材投資事業(準備型)等における研修 機関等認定要領(令和2年5月14日 付け2農支第643号福島県農林水産 部長通知) により県が認めた、原則と して、次の 研修機関で研修を受ける
  - ア 福島県農業総合センター (農 業短期大学校、
  - イ 福島県農業総合センター 果 樹研究所 (講習生)
  - ウ 郡山市園芸振興センター(こ おりやま園芸カレッジ)
  - くにみ農業ビジネス訓練所
  - オ 先進農家又は先進農業法人 (以下「先進農家等」という)
  - カ 他の都道府県が認める研修機

なお、ア~カ以外の研修機関で の研修を希望する場合は、県と協 議を行うこととする。

 $(2) \sim (3)$ 「略]

(4)

1~7 「略]

- 8 原則として農林水産省経営局が運営 する青年新規就農者ネットワーク(以 下「一農ネット」という。) に加入 していること。
- 9 [略]
- 10 [略]

(準備型資金金額及び交付期間) 第3条 [略]

(交付停止及び準備型資金の返還)

第4条 1~2(1)[略]

(2) 全額返還

ア「略]

イ 研修 終了後 (研修中止後及び継続研修終了後 も含む。以下同じ。)1年以内に原 則50歳未満で独立・自営就農、雇 用就農(農業法人等常勤すること をいう。以下同じ。)又は親元就農

しなかった場合。 以下 [略]

ウ~オ 「略]

カ 独立・自営就農<mark>又は</mark> 雇用就 農を交付期間の 1.5 倍 (第2条の 第3項の(3)の海外研修を実施し た者は5年間)又は2年間のいず れか長い期間継続しない場合。

以下 [略]

キ 就農後、交付期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内(第9条8項の手続きを行い、就農を中断した場合は、就農中断期間を除いた就農期間の合計が交付対象となる研修期間の1.5倍又は2年間のいずれか長い期間以内)で第9条の報告を行わなかった場合。

ク「略〕

(研修計画の申請・承認)

第5条 [略]

(準備型資金の申請・交付)

第6条 [略]

(研修状況報告)

第7条 「略]

(交付の中止・休止)

第8条 1~2 [略]

3 準備型交付対象者は、病気などのや むを得ない理由により研修を休止す る場合は休止届(様式第6号)を公社 に提出する。なお、休止期間は原則1 年以内とする。 (準備型資金金額及び交付期間) 第3条 [略]

(交付停止及び準備型資金の返還)

第4条 1~2(1)[略]

(2) 全額返還

ア [略]

イ 研修 (継続研修も含む。) 終了後 ( 研 修 中 止 も含む。以下同じ。) 1年以内に原 則 50歳未満で独立・自営就農、雇 用就農(農業法人等常勤すること をいう。以下同じ。) 又は親元就農 しなかった場合。

以下 「略]

ウ~オ [略]

カ 独立・自営就農<u>若しくは</u>雇用就 農を交付期間の 1.5 倍 (第2条の 第3項の(3)の海外研修を実施し た者は5年間)又は2年間のいず れか長い期間継続しない場合。

以下 「略]

		_	•										
キ						交	付	期間	目の	) ]	. 5	倍	·又
	は	2	年	間	の	1	ず	れ	カゝ	長	١,	期	間
	以	内											
										-	で第	<del>5</del> 9	条
	0	報	告	を行	扩	な	カュ	つ7	と場	_	٠.	•	- 13

(研修計画の申請・承認)

ク「略〕

第5条 [略]

(準備型資金の申請・交付)

第6条 [略]

(研修状況報告)

第7条 [略]

(交付の中止・休止)

第8条 1~2 [略]

3 準備型交付対象者は、病気などの やむを得ない理由により研修を休止 する場合は休止届(様式第6号)を公 社に提出する。 7 準備型交付対象者が妊娠・出産又は災害により研修を休止する場合は、妊娠・出産については1度につき最長3年、災害については1度につき最長1年の休止期間を設けることができる。

以下 「略]

(研修終了後の報告・継続研修)

第9条 1~3(1) [略]

(2)農の雇用事業等の研修生となっている者

雇用研修実施状況の確認結果 について、農の雇用事業又は就 職氷河期世代雇用就農者実践研 修支援事業の事業実施主体に照 会する。

(3) [略]

4 準備型交付対象者は、資金の交付対象となる研修期間終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等(以下「継続研修」という。)を行う場合は、継続研修計画(様式第10号)を作成し、第5条第1項の手続に準じて、公社に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届(様式第11号)を公社に提出する。

継続研修は準備型交付終了後<mark>原則</mark>1か 月以内に開始するものとし、その期間は原 則として4年以内とする。

以下 [略]

 $5 \sim 9$  [略]

(返還手続き)

第 10 条 [略]

(返還免除)

第11条 [略]

(相談窓口)

第 12 条 「略]

(申請窓口)

第 13 条 「略]

7 準備型交付対象者が妊娠・出産又は災害 により研修を休止する場合は、

1度の妊娠・出産又は災害につき最長1年 の休止期間を設けることができる。 以下 「略]

(研修終了後の報告・継続研修)

第9条 1~3(1)[略]

(2)農の雇用事業\_の研修生となっている者

雇用研修実施状況の確認結果 について、農の雇用事業

\_\_\_\_の事業実施主体に照

会する。

(3) 「略]

4 準備型交付対象者は、資金の交付対象となる研修期間終了後、引き続き、就農に向けてより高度な技術、知識等を習得するための研修、進学等(以下「継続研修」という。)を行う場合は、継続研修計画(様式第10号)を作成し、第5条第1項の手続に準じて、公社に申請するとともに、継続研修開始後1か月以内に継続研修届(様式第11号)を公社に提出する。

継続研修は準備型交付終了後\_\_\_1か 月以内に開始するものとし、その期間は原 則として4年以内とする。

以下 [略]

5~9 「略]

(返還手続き) 第10条 「略]

(返還免除)

第11条 [略]

(相談窓口)

第 12 条 [略]

(申請窓口)

第 13 条 「略]

(交付情報の登録)	(交付情報の登録)
第 14 条	第 14 条 [略]
(サポート体制の構築) 第15条 公社は、交付対象者が研修終了後、 円滑に就農し、定着できるよう、就農 に向けた相談体制を構築し、就農先 の紹介や経営開始に当たっての農 地、資金の確保等交付対象者の就農 に向けた課題に対し、認定研修機関、 就農先、地域の関係機関と連携して サポートするとともに、当該サポー ト体制について公表するものとす る。	
(就職氷河期世代の新規就農促進事業) 第 16条 令和3年度に就職氷河期世代の新規 就農促進事業により研修を受け資金の 交付を受ける場合は、第1条~第15条 第17条の規定を以下により読み替える ものとする。 以下 [略] 2~3 [略]	(就職氷河期世代の新規就農促進事業) 第15条 令和2年度に就職氷河期世代の新規 就農促進事業により研修を受け資金の 交付を受ける場合は、第1条~第14条 第16条の規定を以下により読み替える ものとする。 以下 [略] 2~3 [略]
	4 第2条第3項の(4)のアに以来を含い、 2条第3項の(4)のアに以来を含い、 2条第3項の(4)のアに以来を含い、 2条第3でのののののののののののののののののののののののののののののののののののの
<u>4</u> 以下 [略]	<u>5</u> 以下 [略]

<u>5</u>	以下 [略]
6	以下 [略]
	第5条第1項を以下のとおり変更で
Z	る。 「研修計画(様式第1号)」を「@
	修計画(様式第 20 号)」に読みれ
	える。
_	
_	
_	
_	
-	
_	
_	
_	
_	
_	
-	
_	
_	
-	N   →
- 8	以下 [略]
	以下 [略]
8 9 10	

6 第4条第2項に以下を追加する。

親元研修をした者については、親元研修が必要な理由と同等の事情で就農しなかった場合及び虚偽の申告等を行った場合は、資金の一部または全部を返還しなければならない。

- 7 以下 [略]
- 8 以下 [略]
- 9 第5条第1項を以下のとおり変更する。
  - (1)「研修計画(様式第1号)」を「研修計画(様式第20号)」に読み替える。
  - (2)以下を追加する。

第 15 第 4 項の親元研修を希望 する者は、承認申請時に親元研修 が必要な理由を別添 8 (様式) に より公社に申告する。

10 第5条第2項に以下を追加する。

第 15 条第 4 項の親元研修を希望する者から申告を受けた公社は、親元研修を認めるに当たり、あらかじめ福島県に協議するものとする。

- 11 以下 [略]
- 12 以下 [略]
- 13 以下 [略]
- 14 以下 [略]

(その他)

第 17 条 以下 [略]

附 則

この規程は、平成24年6月1日から施行し、 平成24年度事業から適用する。

[略]

附 則

この規程は、令和3年5月21日から施行し、 令和3年度事業から適用する。 (その他)

第 16 条 以下 [略]

附 則

この規程は、平成 24 年 6 月 1 日から施行し、 平成 24 年度事業から適用する。

[略]

6